

東久留米市無電柱化推進計画



平成 31 年 3 月
東久留米市

目 次

1. 無電柱化推進計画策定の趣旨	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 無電柱化の目的	2
(3) 計画の位置づけ	3
(4) 国および東京都の無電柱化に関する動向	4
(5) 市の関連計画における無電柱化の位置づけ	6
2. 東久留米市における無電柱化の現状	7
3. 無電柱化の推進に関する基本的な方針	10
(1) 基本方針	10
(2) 整備方針	11
4. 無電柱化の推進に関する計画期間と目標	14
(1) 無電柱化推進計画の期間	14
(2) 無電柱化推進に関する目標	14
(3) 無電柱化計画路線	15
5. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	34
(1) 低コスト手法の検討	34
(2) 占用制限制度の適切な運用	35
(3) 都道における無電柱化の推進	36
(4) 補助制度を活用した財源確保	37
6. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項	38
(1) 広報活動	38
(2) 関係者間の連携の強化	39
(3) 無電柱化情報の共有	39
参考資料	40
1. 無電柱化の推進に関する法律	41
2. 防災マップ	45
3. 用語集	46

1. 無電柱化推進計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

道路上の電柱や電線は、台風や地震等の災害時に電柱の倒壊や電線の切断による道路閉塞等を引き起こし、避難や救急活動の支障となっています。さらにはこれらは良好な景観を阻害し、歩行者や車いす利用者等の通行の妨げにもなっています。

近年の災害の激甚化・頻発化、高齢化社会の到来などに加え、東京オリンピック・パラリンピックを機とした訪日外国人を含めた観光需要の増加などを背景に、防災性の向上、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成等の観点から、無電柱化の必要性・重要性が高まっています。



図 1-1 電柱倒壊による通行障害



図 1-2 通行空間の妨げ



図 1-3 良好な景観を阻害

出典：国土交通省ホームページより

<http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/index.html>

(2) 無電柱化の目的

無電柱化は、電線類を地中に埋設するなどの手法により、地上から電柱や電線をなくすことで、防災性の向上、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成等を図ることを目的としています。



図 1-4 川崎街道（東京都日野市高幡）の整備事例

出典：東京都建設局ホームページより

<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/road/kanri/gaiyo/chichuka/mudentyuuka-5.html>



図 1-5 国道 33 号（高知県高知市旭町）の整備事例

出典：国土交通省ホームページより https://www.skr.mlit.go.jp/road/d_kyoiodoukou/case.html

(3) 計画の位置づけ

平成 28 年 12 月に施行された「無電柱化の推進に関する法律」（以下、「無電柱化法」という。）では、無電柱化を推進する目的・基本理念・国や地方公共団体等の責務などが示され、都道府県及び市町村は、国の「無電柱化推進計画」を基本として、無電柱化の推進に関する施策についての計画を策定することが努力義務として規定されました。

平成 30 年 4 月に国の「無電柱化推進計画」が策定されたことから、無電柱化法第 8 条第 2 項に基づき、市内の無電柱化を総合的・計画的に推進するため、「東久留米市無電柱化推進計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

本計画は、国・東京都が定める無電柱化に関する計画を基本とし、市で定めるまちづくりや都市計画に関する上位計画及び関連計画を踏まえ、今後の市内における無電柱化の基本的な方針、目標や施策等を定めるものです。

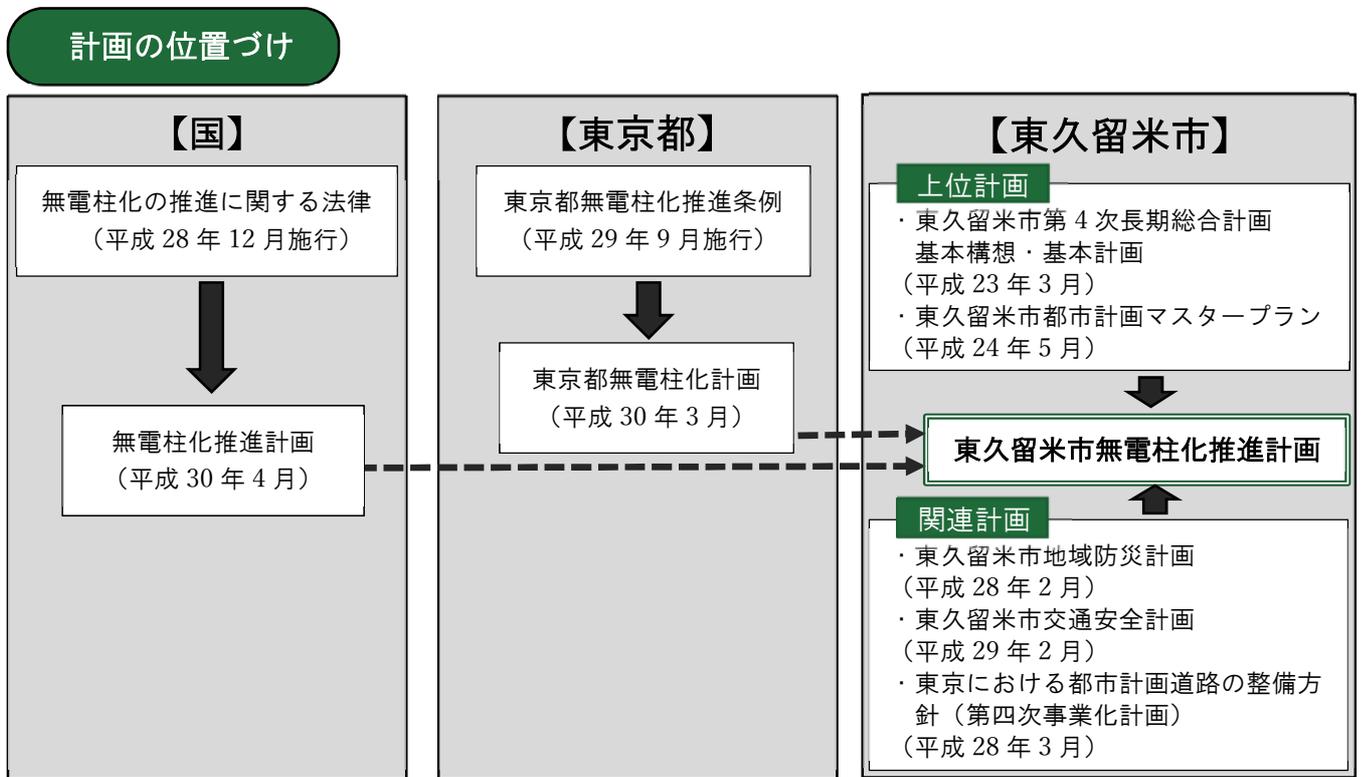


図 1-6 無電柱化推進計画の位置づけ

無電柱化法第 8 条第 2 項（抜粋）
 市町村（特別区を含む。）は、無電柱化推進計画（都道府県無電柱化推進計画が定められているときは、無電柱化推進計画及び都道府県無電柱化推進計画）を基本として、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。

(4) 国および東京都の無電柱化に関する動向

国では、無電柱化法第7条に基づき、平成30年4月に「無電柱化推進計画」を策定しています。概要は以下のとおりです。

表 1-1 無電柱化推進計画の概要

項目	主な内容
第1 無電柱化の推進に関する基本的な方針	1) 適切な役割分担による無電柱化の推進 2) 国民の理解・関心の増進、地域住民の意向の反映 3) 無電柱化の対象道路 ①防災 ②安全・円滑な交通確保 ③景観形成・観光振興 ④オリンピック・パラリンピック関連 4) 無電柱化の手法 ①地中化方式 ②地中化以外の方式
第2 無電柱化推進計画の期間	3年間 平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)
第3 無電柱化の推進に関する目標	①防災 [無電柱化率] ・都市部(DID)内の第1次緊急輸送道路: 34%→42% ②安全・円滑な交通確保 ・バリアフリー化の必要な特定道路: 15%→51% ③景観形成・観光振興 ・世界文化遺産周辺の地区を代表する道路: 37%→79% ・重要伝統的建造物群保存地区を代表する道路: 26%→74% ・景観法に基づく景観地区等を代表する道路: 56%→70% ④オリンピック・パラリンピック関連 ・センター・コア・エリア内の幹線道路: 92%→完了 以上の目標を達成するために約1,400kmの無電柱化
第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	1. 多様な整備手法の活用、コスト縮減の促進 1) 多様な整備手法の活用 2) 低コスト手法の普及拡大 3) 機器のコンパクト化・低コスト化等技術開発の促進 4) 技術情報の共有 2. 財政的措置 1) 税制措置 2) 占用料の減額 3) 予算措置 3. 占用制度の的確な運用 1) 占用制限制度の適用 2) 無電柱化法第12条による新設電柱の抑制等 3) 外部不経済を反映した占用料の見直し 4. 関係者間の連携の強化 1) 推進体制 2) 工事・設備の連携 3) 民地の活用 4) 他事業との連携
第5 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項	1. 広報・啓発活動 2. 地方公共団体への技術的支援

東京都では、「東京都無電柱化推進条例（平成 29 年 9 月施行）」第 7 条に基づき、平成 30 年 3 月に「東京都無電柱化計画」を策定しています。平成 30 年度（2018 年度）から平成 39 年度（2027 年度）までの 10 年間で東京都が進める無電柱化の基本的な考え方や無電柱化を推進するための目標などを定めています。概要は以下のとおりです。

表 1-2 東京都無電柱化計画の概要

項目	主な内容
無電柱化の推進に関する基本的な考え方	<p>(1) 都道の無電柱化の方式 電線共同溝方式を基本として整備を推進する。</p> <p>(2) 対象地域 都内全域を対象地域として、無電柱化を実施する。</p> <p>(3) 優先的に整備する道路</p> <p>a) 計画幅員で完成している都道 計画幅員で完成している歩道幅員が 2.5m 以上の都道（現道）を優先的に無電柱化を実施する。</p> <p>b) 新設・拡幅整備を行う都道</p> <p>i) 都市計画道路の新設・拡幅に伴う無電柱化 都市計画道路の新設又は拡幅事業を行う際は、同時に無電柱化を実施する。</p> <p>ii) その他拡幅事業等に伴う無電柱化 歩道設置事業や交差点すいすい事業など、既設の都道で拡幅事業を行う際は、原則として同時に無電柱化を実施する。</p> <p>iii) 面的整備に伴う無電柱化 土地区画整理事業・市街地再開発事業等で都道を整備する際には、無電柱化を実施する。</p>
今後 10 年の目標	<p>①都市防災機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環状七号線の内側エリアの整備対象箇所全ての路線で無電柱化事業に着手 ・緊急輸送道路での整備により防災性が向上 <p>②安全で快適な歩行空間の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道幅の狭い道路での整備手法を確立 <p>③良好な都市景観の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山間部や島しょ部における整備手法の確立とモデル路線での整備 <p>④面的な無電柱化に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村がこれまで以上に主体的・積極的に事業を推進 ・民間事業者等による取組がこれまで以上に展開 <p>⑤コスト縮減（技術開発の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備コスト 1/3 カット <p>⑥都民理解の促進（事業 PR）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無電柱化による防災性の向上などの効果が浸透し、無電柱化の重要性について理解と関心が深まる

(5) 市の関連計画における無電柱化の位置づけ

① 東久留米市都市計画マスタープラン（平成24年5月）

第1章 まちづくりの目標
第4節 都市を支える交通の整備方針 2. 歩行者・自転車の移動環境の整備方針
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 歩道を中心に、無電柱化やユニバーサルデザインの理念に基づく整備を進めます。P. 50
第2章 まちづくりの基本方針
第3節 災害に強く、犯罪・事故の少ない安全なまちづくり 1. 被害が少なく、安全に避難できるまちづくり (1) 防災基盤の整備と建築物の耐震化・不燃化を誘導する
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 橋梁の地震対策や電線類の無電柱化を進めるとともに、ブロック塀などの生垣化や倒壊防止対策を誘導し、避難路の確保を進めます。P. 67

② 東久留米市地域防災計画（平成28年2月）

第3章 安全なまちづくりの実現
第3節 出火、延焼等の防止 1 消防水利の整備、防火安全対策 (3) 火災の拡大防止 ウ 消防活動路の確保
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 橋梁の地震対策や電線類の無電柱化を進めるとともに、ブロック塀などの生垣化や倒壊防止対策を誘導する。【震災編】P. 79

③ 東久留米市交通安全計画（平成29年2月）

第2部 講じようとする施策
第2章 分野別施策
1. 道路交通環境の整備 ③その他交通環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 道路景観の向上を図るとともに、歩行者・自転車等の通行の安全確保、災害時の避難救助活動の円滑化など、都市の安全と魅力ある都市景観の創造のため、電線共同溝等による電線類の地中化に努めます。P. 15
6. 災害に備えた道路交通環境の整備 ①災害に強い道路等の整備
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 災害時におけるライフラインの確保や、避難救助活動の円滑化などのため、電線類地中化等により無電柱化を図ります。P. 20

2. 東久留米市における無電柱化の現状

市内では、東久留米駅西口から南西方向へ向かう市道 104-1 号線（まろにえ富士見通り）のように無電柱化されている道路もありますが、その多くは都道であり、市道の無電柱化率は市道総延長に対して 0.4%にとどまっております。これは、都内市区町村道の無電柱化率 2%（平成 26 年度時点）に対して、低い水準にあります。

表 2-1 市道の無電柱化済み道路延長と無電柱化率

区分	市道総延長	無電柱化済み道路延長	無電柱化率
市道	231.0km*	0.9km	0.4%

※「東京都道路現況調査 平成 29 年度」より

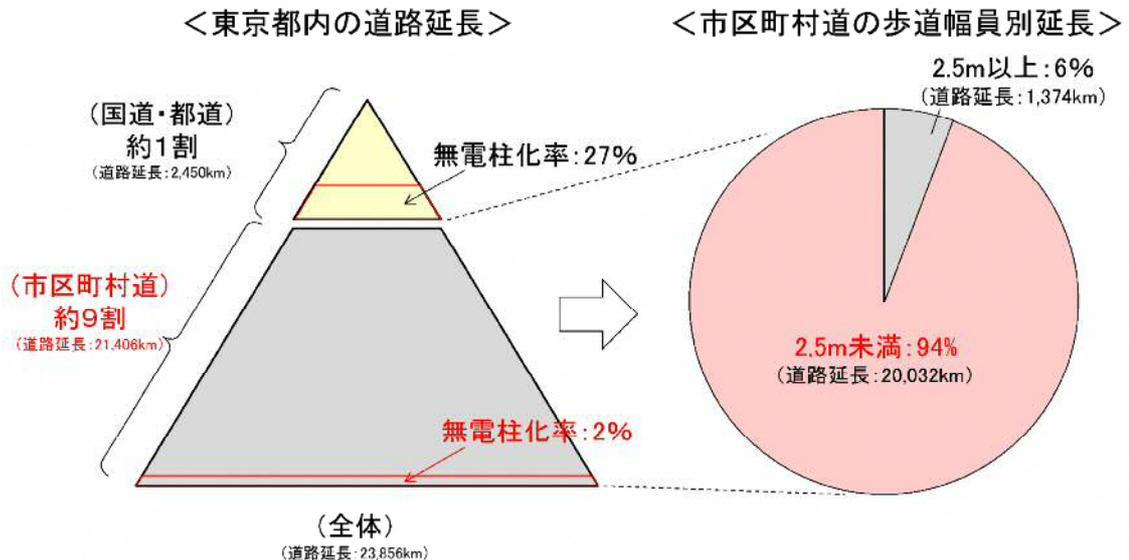


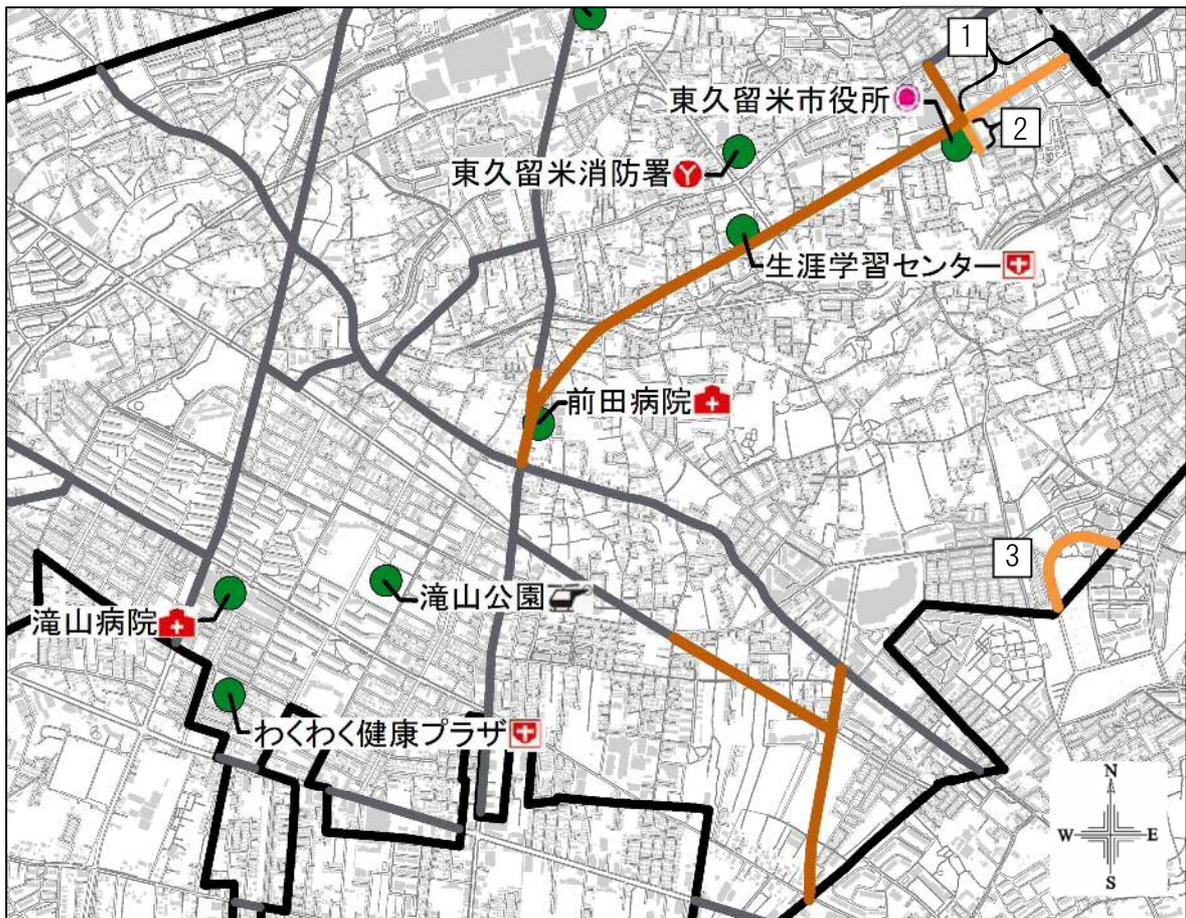
図 2-1 市区町村道における無電柱化の実施状況（平成 26 年度時点）

出典：国土交通省ホームページより

<http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/pdf/PDF07.pdf>

表 2-2 市道の無電柱化済み路線

番号	路線名	延長	整備手法	整備主体
1	市道 104-1 号線 (まろにえ富士見通り)	0.4 km	単独地中化方式	電線管理者
2	市道 108 号線 (本町ふれあい通り)	0.1 km	単独地中化方式	電線管理者
3	市道 2592 号線 (ひばりが丘団地内)	0.4 km	電線共同溝方式	独立行政法人 都市再生機構



凡例

- 市道 無電柱化済み路線
- 都道 無電柱化済み路線
- 都道
- 災害拠点
- 災害対策本部
- 消防署・出張所
- + 救急指定病院
- + 医療救護所
- ✈ ヘリコプター臨時離着陸場

図 2-2 市内の無電柱化済み路線図

2. 東久留米市における無電柱化の現状



図 2-3 市道 104-1 号線（まろにえ富士見通り）



図 2-4 市道 108 号線（本町ふれあい通り）



図 2-5 市道 2592 号線（ひばりが丘団地内）

3. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

本計画では、国の「無電柱化推進計画」及び東京都の「東京都無電柱化計画」を基本とし、「東久留米市都市計画マスタープラン」、「東久留米市地域防災計画」や「東久留米市交通安全計画」などの市の関連計画を踏まえ、以下の3つの基本方針と2つの整備方針を定めます。

(1) 基本方針

基本方針1 都市防災機能の強化（防災）

災害時の電柱の倒壊による道路閉塞を防ぎ、消火・救助・救急等の応急活動の円滑化を図ります



出典：東京都パンフレット「無電柱化ってなに？」より

基本方針2 安全で快適な歩行空間の確保（安全・快適）

歩道内の電柱をなくし、児童や高齢者等、だれもが安全・快適に利用できる歩行空間の確保を図ります



整備後



出典：国土交通省ホームページより http://www.ktr.mlit.go.jp/road/shihon/road_shihon00000109.html

基本方針3 良好な都市景観の創出（景観）

視界を遮る電柱や電線をなくし、美しい街並みの創出を図ります



整備後



出典：国土交通省ホームページより http://www.cbr.mlit.go.jp/joho_box/denchu/

(2) 整備方針

整備方針1 電線共同溝方式を基本とした整備

電線共同溝方式による整備を基本とし、現道ではバリアフリー化との一体的な整備を図ります

「東京都無電柱化計画」では、電線共同溝方式を基本として都道における無電柱化を推進するとしています。

東京都の考え方を踏まえ、現時点で最も一般的な無電柱化の整備手法であること、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年3月施行）」により手続き等が明確化されていること、国や東京都の現行の補助制度で補助対象となることから、市では電線共同溝方式を基本として無電柱化を推進します。

電線共同溝方式

無電柱化の整備手法は、「地中化による無電柱化」と「地中化以外による無電柱化」に大別されます。

電線共同溝方式は「地中化による無電柱化」の整備手法で、道路の地下空間を活用して電力や通信用のケーブル等をまとめて収容する方式です。道路管理者が電線共同溝（管路・特殊部）を整備し、電線管理者がケーブル、地上機器を整備します。

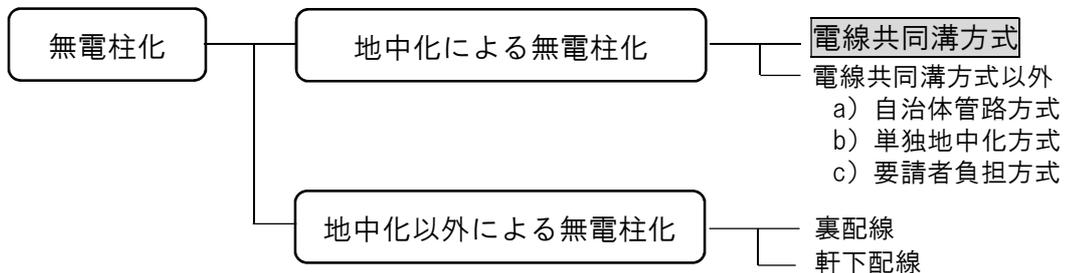
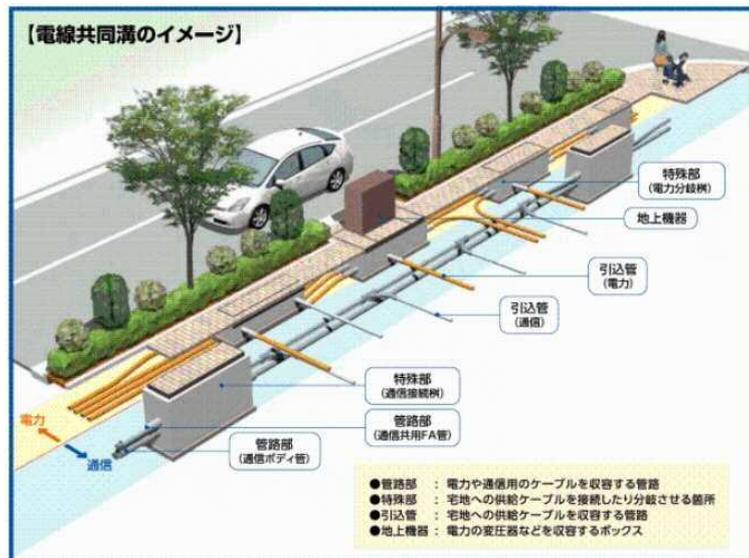


図 3-1 無電柱化の整備手法



出典：東京都ホームページより

<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/road/kanri/gaiyo/chichuka/mudentyuuka-3.html>

図 3-2 電線共同溝イメージ

バリアフリー化との一体的な整備

現道で電線共同溝方式による無電柱化を実施する際には、歩道の改修と併せて歩車道の段差の解消や歩道の横断勾配の改善などバリアフリー化との一体的な整備を図ります。バリアフリー化により歩行空間の安全性の向上を図り、快適な歩行空間を確保します。



※ 勾配の改善(縦断勾配5%以下、横断勾配1%)

出典：東京都無電柱化計画より

図 3-3 バリアフリー化の整備事例

整備方針2 都市計画道路事業との同時整備

都市計画道路事業と同時に電線共同溝を整備することで効率的な無電柱化を推進し、無電柱化ネットワークの形成を図ります

都市計画道路事業と同時に電線共同溝を整備することで、埋設物の支障移設や舗装復旧等にかかる工事を削減し、コストの縮減や工期の短縮を図ります。

また、都市計画道路事業は、整備延長が長いことから、市内の無電柱化ネットワークの形成にもつながり、都市防災機能の強化にも寄与します。



図 3-4 都市計画道路事業と同時に電線共同溝を整備した事例
(東村山3・4・19号線 落合川御成橋付近)

4. 無電柱化の推進に関する計画期間と目標

(1) 無電柱化推進計画の期間

本計画の期間は、平成34年度に改定予定の「東久留米市都市計画マスタープラン」の目標年次(予定)に合わせて、平成31年度(2019年度)から平成53年度(2041年度)までの23年間とします。

なお、国及び東京都の無電柱化推進計画の動向や社会情勢の変化などに適切に対応するため、概ね10年を目途に中間見直しを行います。



図 4-1 無電柱化推進計画の期間

(2) 無電柱化推進に関する目標

本計画では、計画期間の最終年度にあたる、平成53年度(2041年度)までに市道の無電柱化率を0.4%から2.7%に向上させることを目標とします。

表 4-1 無電柱化推進に関する目標

指標	平成30年度(2018年度)	平成53年度(2041年度)
市道の無電柱化率	0.4% (0.9 km/231.0 km)	2.7% (6.4 km/234.0 km)

(3) 無電柱化計画路線

1) 選定の考え方

無電柱化計画路線とは、基本方針及び整備方針に基づき、目標の達成に向けて優先的に無電柱化を推進していく路線です。下記の手順により、「現道」と「都市計画道路（未整備）」から無電柱化計画路線をそれぞれ選定します。

現道は、総延長 231 kmもあるため、一次選定で無電柱化を推進していくことが望ましい路線（以下、「無電柱化候補路線」という）を選定し、二次選定で無電柱化候補路線の中から無電柱化計画路線を選定します。一方、都市計画道路（未整備）は、現道のように選定指標を設定することが難しいことから、現在事業中の路線や「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」の優先整備路線を無電柱化計画路線として選定します。

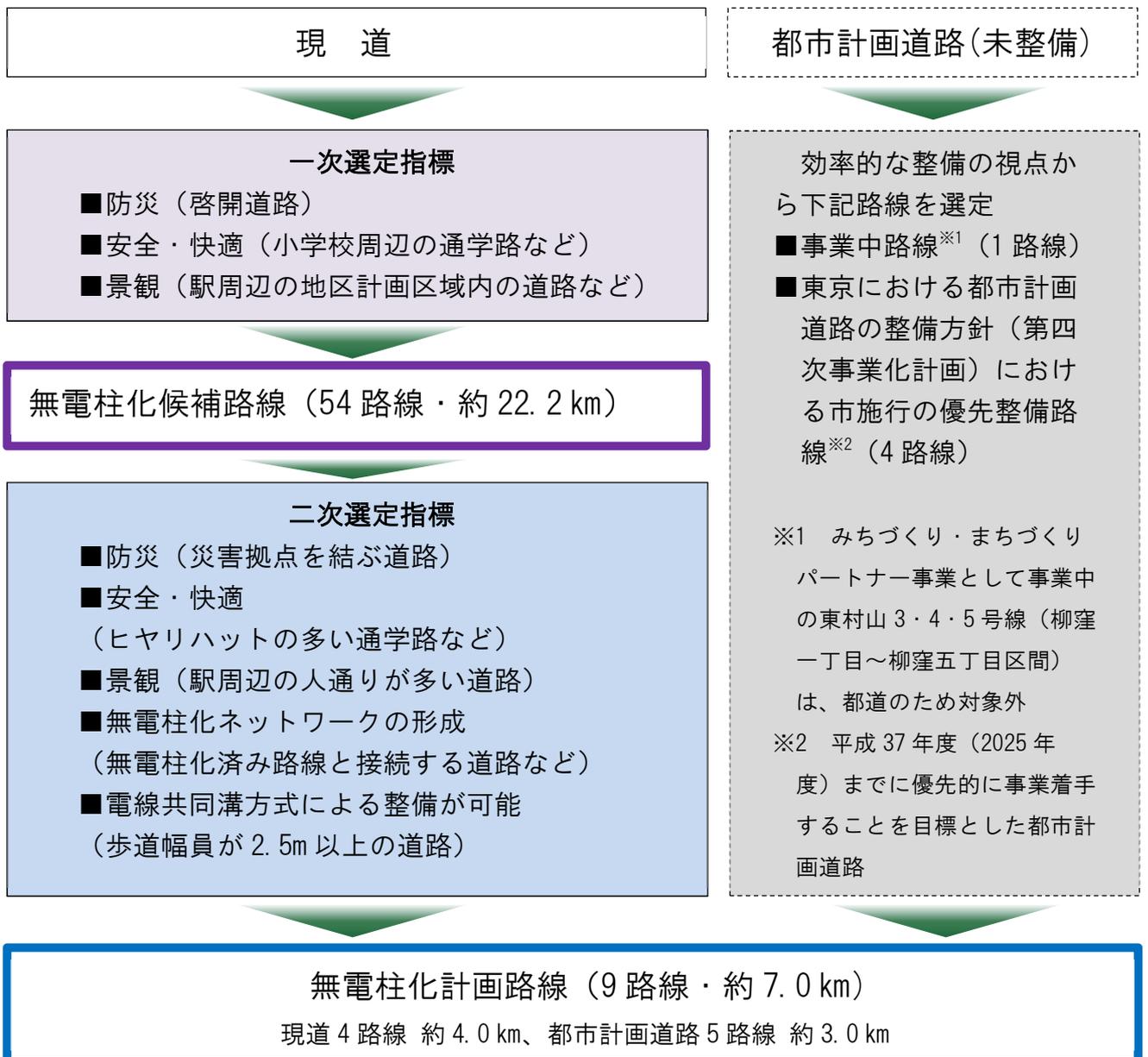


図 4-2 無電柱化計画路線選定の流れ

2) 無電柱化計画路線（現道）の選定

① 無電柱化候補路線（現道）の選定

一次選定指標は、基本方針である「都市防災機能の強化」、「安全で快適な歩行空間の確保」及び「良好な都市景観の創出」の視点を踏まえて設定します（表 4-2）。

これらの指標に基づいて現道の評価を行い、54 路線を無電柱化候補路線（現道）として選定します（表 4-3）。

表 4-2 一次選定指標

基本方針	一次選定指標
都市防災機能の強化 （防災）	<p>■<u>啓開道路</u>（図 4-3） 災害発生後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、倒壊物や落下物等を優先的に除去（啓開）する道路。 【東久留米市防災マップ】</p>
安全で快適な歩行 空間の確保 （安全・快適）	<p>■<u>幹線道路、補助幹線道路</u> 市内外または市内の地域間を連絡し、各種交通を処理する機能とともに、沿道における都市活動の誘導や、ライフラインの収容空間などの役割を担う道路 【東久留米市都市計画マスタープラン】</p>
	<p>■<u>主要生活道路</u> 幹線系の道路を補い、地区内外の交通を処理する役割を担う道路 【東久留米市都市計画マスタープラン】</p>
	<p>■<u>商店街</u>（図 4-4） 沿道に商店が立ち並び、人通りの多い道路 【観光マップ東久留米みつけた】</p>
	<p>■<u>駅周辺のバリアフリー化が必要な道路</u> 東久留米駅周辺で歩行者が多くバリアフリー化されていない道路</p>
良好な都市景観の 創出（景観）	<p>■<u>小学校周辺の通学路</u> 市立小学校周辺（半径 500m以内）の通学路に指定されている道路および私立小学校と駅を最短で結ぶ道路</p>
	<p>■<u>駅周辺の地区計画区域内の道路</u>（図 4-5） 東久留米駅周辺の地区計画区域内にある区画道路 【東久留米駅西口地区計画、東口第二地区計画】</p>
	<p>■<u>村野住宅へのアクセス道路</u> 国登録有形文化財「村野家住宅」へのアクセス道路</p>

無電柱化候補路線（現道 54 路線・約 22.2 km）

4. 無電柱化の推進に関する計画期間と目標



図 4-3 東久留米消防署前の啓開道路（市道 103 号線）



図 4-4 滝山地区の商店街（市道 107-1 号線）



図 4-5 東久留米駅西口地区計画区域内の区画道路（市道 223-1 号線）

4. 無電柱化の推進に関する計画期間と目標

表 4-3 無電柱化候補路線（現道）

NO.	路線名	防災	安全・快適				景観	
		啓開道路	幹線系道路	商店街	駅周辺 バリア フリー	通学路	地区 計画	村野家 住宅前
1	市道101-1号線（神山通り）	○	○	○		○		
2	市道101-2号線（神山通り）	○	○	○		○		
3	市道102号線（門前大橋通り）	○	○	○		○		
4	市道103号線（さいわい通り）	○	○			○		
5	市道103-1号線（さいわい通り）	○	○					
6	市道103-3号線（さいわい通り）	○	○					
7	市道105-1号線（下里本邑通り）	○	○			○		
8	市道105-2号線（新山通り）	○	○			○		
9	市道105-3号線（新宮前通り）	○	○			○		
10	市道105-4号線（下里本邑通り）	○	○					
11	市道105-5号線	○	○			○		
12	市道106-1号線（新所沢街道）	○	○			○		
13	市道106-2号線（新所沢街道）	○	○			○		
14	市道107-1号線（滝山中央通り）	○	○	○		○		
15	市道109号線（浄牧院通り）	○	○			○		
16	市道110号線	○				○		
17	市道202号線（上の原通り）	○	○			○		
18	市道203号線（上の原かたらい通り）	○		○		○		
19	市道204号線（立野川北通り）	○	○					
20	市道206号線（久留米高校通り）	○	○			○		
21	市道207号線（南沢通り、笠松坂通り）	○	○			○		
22	市道209号線（五小通り）	○	○	○		○		
23	市道210号線（神明通り、六仙通り）	○	○			○		
24	市道211-1号線（南町通り）	○	○			○		
25	市道214号線（滝山公園通り）	○	○			○		
26	市道215号線（西中通り）	○	○			○		
27	市道220号線	○				○		
28	市道221-1号線（柳新田通り）	○	○					
29	市道221-2号線（柳新田通り）	○	○					
30	市道223-1号線		○		○	○	○	
31	市道223-2号線		○		○	○	○	
32	市道228号線	○				○		
33	市道230号線	○	○	○		○		
34	市道1052号線	○				○		
35	市道1053号線	○				○		
36	市道1062号線	○				○		
37	市道1116号線（昭和新道）	○				○		
38	市道1197号線	○				○		
39	市道1205号線					○	○	
40	市道1209号線					○	○	
41	市道1255号線					○	○	
42	市道2065号線	○				○		
43	市道2072号線	○				○		
44	市道2161号線	○	○			○		
45	市道2189号線					○	○	
46	市道2381号線（学園通り）	○	○			○		
47	市道2423号線	○				○		
48	市道2495号線	○				○		
49	市道3183号線（滝山北通り）	○	○			○		
50	市道3199号線（滝山北通り）	○	○			○		
51	市道3228号線	○				○		
52	市道3249号線	○				○		
53	市道3265号線					○		○
54	市道3307号線	○		○				

4. 無電柱化の推進に関する計画期間と目標

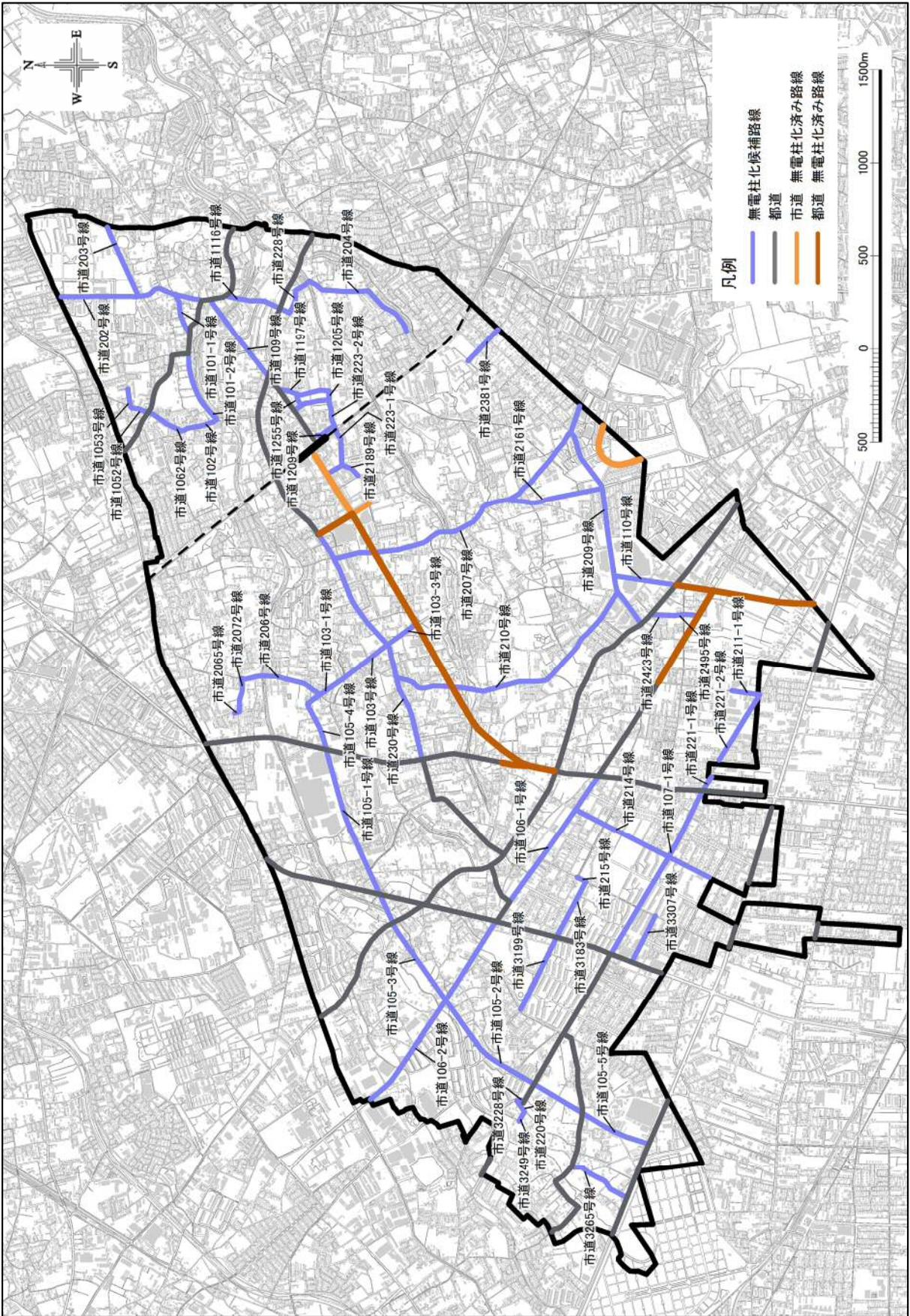


図 4-6 無電柱化候補路線図（現道）

② 無電柱化計画路線（現道）の選定

二次選定指標は、一次選定指標からさらに無電柱化による効果が高い道路を選定するとともに無電柱化ネットワークの形成、効率的な整備や電線共同溝方式による整備などの観点から指標を設定します（表 4-4）。

これらの指標に基づいて無電柱化候補路線（現道）の評価を行い、4路線を無電柱化計画路線（現道）として選定します（表 4-5）。

表 4-4 二次選定指標

基本方針・整備方針	二次選定指標
都市防災機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■災害拠点を結ぶ道路 啓開道路の中でも市役所や消防署等の災害拠点を結ぶ災害時に重要となる道路
安全で快適な歩行空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ヒヤリハットの多い通学路 通学路点検などで指摘のあったヒヤリハットの多い小学校周辺の通学路
	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者人口の多い地区に面する主要な道路 高齢者人口の割合が市平均よりも多い地区に面する主要な道路
良好な都市景観の創出	<ul style="list-style-type: none"> ■駅周辺の人通りが多く美しい街並みの形成に貢献する道路 東久留米駅周辺の地区計画区域内で、人通りが多く美しい街並みの形成に貢献する駅東西を結ぶ道路
無電柱化済み路線または無電柱化予定路線との接続による無電柱化ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ■無電柱化済み路線と接続する道路（図4-7） 無電柱化済み路線および都市計画道路（事業中区間）と接続する道路
	<ul style="list-style-type: none"> ■無電柱化予定路線と接続する道路 無電柱化が予定されている都道および優先整備路線に位置づけられている都市計画道路と接続する道路
効率的な整備が可能	<ul style="list-style-type: none"> ■道路の拡幅整備に伴う無電柱化 市道の拡幅整備が予定されている道路
電線共同溝方式による整備が可能	<ul style="list-style-type: none"> ■歩道幅員が2.5m以上の道路（図4-8） 地上機器が設置されても有効幅員2.0m以上確保できる歩道幅員が2.5m以上の道路

無電柱化計画路線（現道 4 路線・約 4.0 km）

4. 無電柱化の推進に関する計画期間と目標



図 4-7 無電柱化済み路線（都道 234）と接続する道路（市道 103-3 号線）

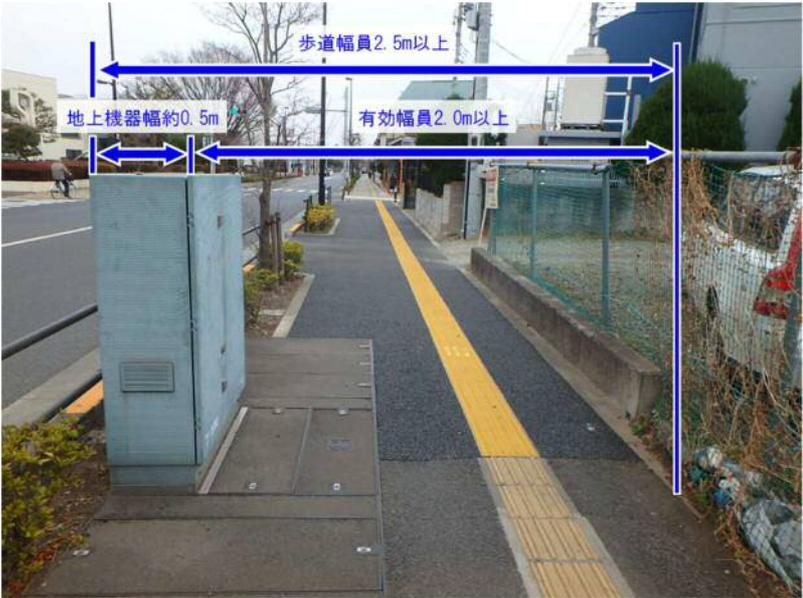


図 4-8 歩道幅員が 2.5m 以上の道路

4. 無電柱化の推進に関する計画期間と目標

表 4-5 無電柱化計画路線（現道）

番号	路線名	防災	安全・快適		景観	無電柱化ネットワーク形成		効率的整備	電線共同溝方式
		災害拠点	ヒヤリ通学路	高齢者人口	駅周辺	済み路線	予定路線	拡幅整備	歩道幅員
1	市道 103 号線 市道 103-1 号線 市道 103-3 号線 (さいわい通り)	○	○	—	—	○	—	—	○
2	市道 105-1 号線 市道 105-4 号線 (下里本邑通り、さいわい通り)	○	○	—	—	—	○	—	○
3	市道 106-2 号線 (新所沢街道)	○	—	○	—	—	—	—	○
4	市道 107-1 号線 (滝山中央通り)	○	—	○	—	—	—	—	○

4. 無電柱化の推進に関する計画期間と目標

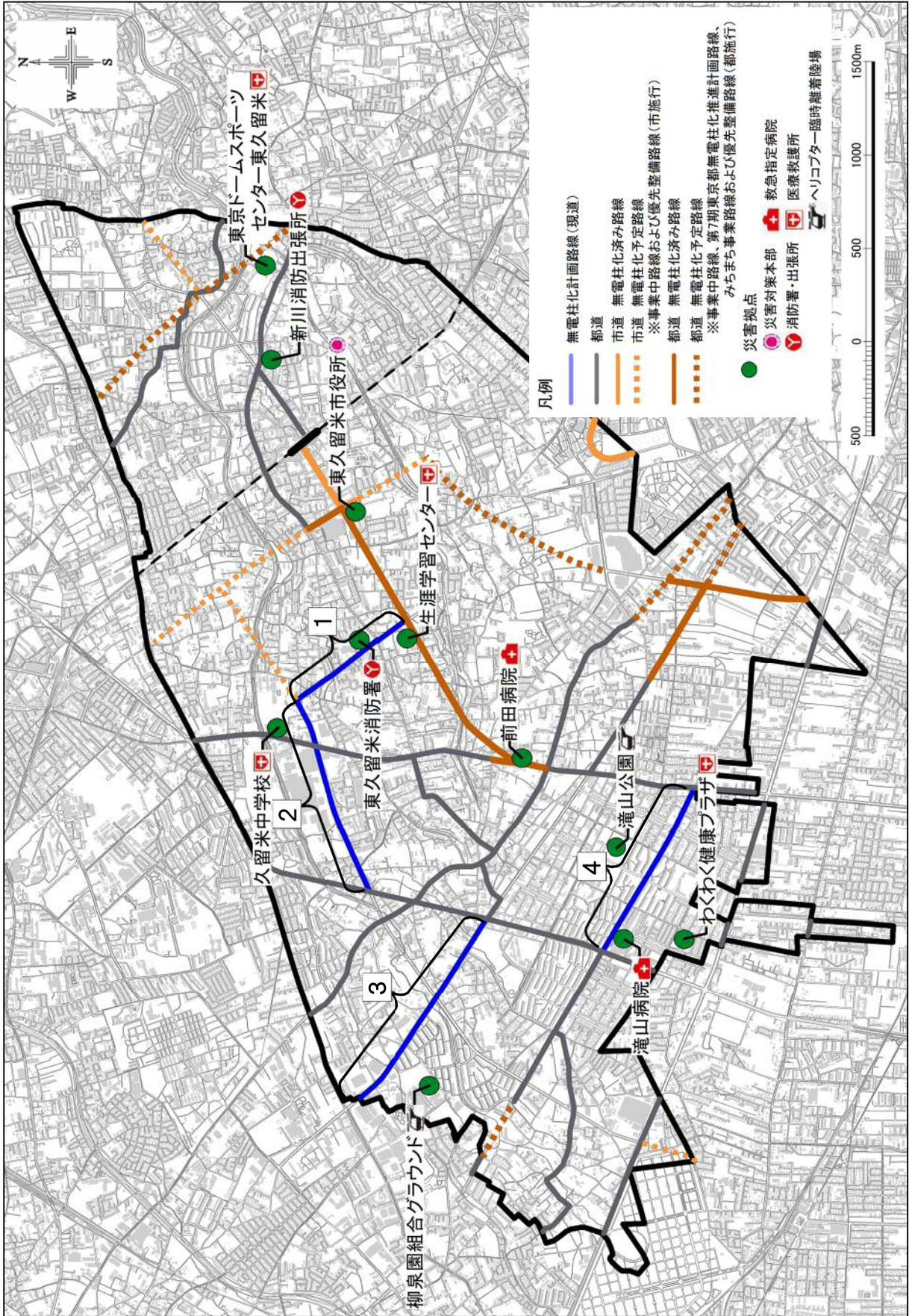


図 4-9 無電柱化計画路線図(現道)

3) 無電柱化計画路線（都市計画道路）の選定

都市計画道路については、整備方針2「都市計画道路事業との同時整備」による効率的な整備の視点から、事業中路線^{※1}または優先整備路線^{※2}に該当する5路線を無電柱化計画路線（都市計画道路）として選定します。

表 4-6 無電柱化計画路線（都市計画道路）

番号	路線名	区間	選定理由
1	東村山3・4・20号線	都道24～埼玉県境	事業中路線
2	東村山3・4・13号線①	東村山3・4・18～本町四丁目	優先整備路線
3	東村山3・4・13号線②	都道234～埼玉県境	優先整備路線
4	東村山3・4・21号線①	小平市境～東村山3・4・4	優先整備路線
5	東村山3・4・21号線②	東村山3・4・12～東村山3・4・13	優先整備路線

※1 みちづくり・まちづくりパートナー事業として事業中の東村山3・4・5号線（柳窪一丁目～柳窪五丁目区間）は、都道のため対象外としています。

※2 「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において平成37年度（2025年度）までに優先的に事業着手することを目標とした都市計画道路を指します。

4) 無電柱化計画路線の選定結果

以上により、現道から4路線、都市計画道路から5路線の合計9路線を東久留米市における無電柱化計画路線として位置づけます。

表 4-7 無電柱化計画路線

番号	路線区分	路線名	延長	想定事業期間
1	現道	市道103号線、市道103-1号線、 市道103-3号線（さいわい通り）	0.7 km	8年
2	現道	市道105-1号線、市道105-4号線 （下里本邑通り、さいわい通り）	1.1 km	9年
3	現道	市道106-2号線（新所沢街道）	1.2 km	9年
4	現道	市道107-1号線（滝山中央通り）	1.0 km	9年
5	都市計画道路	東村山3・4・20号線 （都道24～埼玉県境）	0.5 km	計画期間内に完了させる
6	都市計画道路	東村山3・4・13号線① （東村山3・4・18～本町四丁目）	0.5 km	
7	都市計画道路	東村山3・4・13号線② （都道234～埼玉県境）	1.0 km	
8	都市計画道路	東村山3・4・21号線① （小平市境～東村山3・4・4）	0.3 km	
9	都市計画道路	東村山3・4・21号線② （東村山3・4・12～東村山3・4・13）	0.7 km	

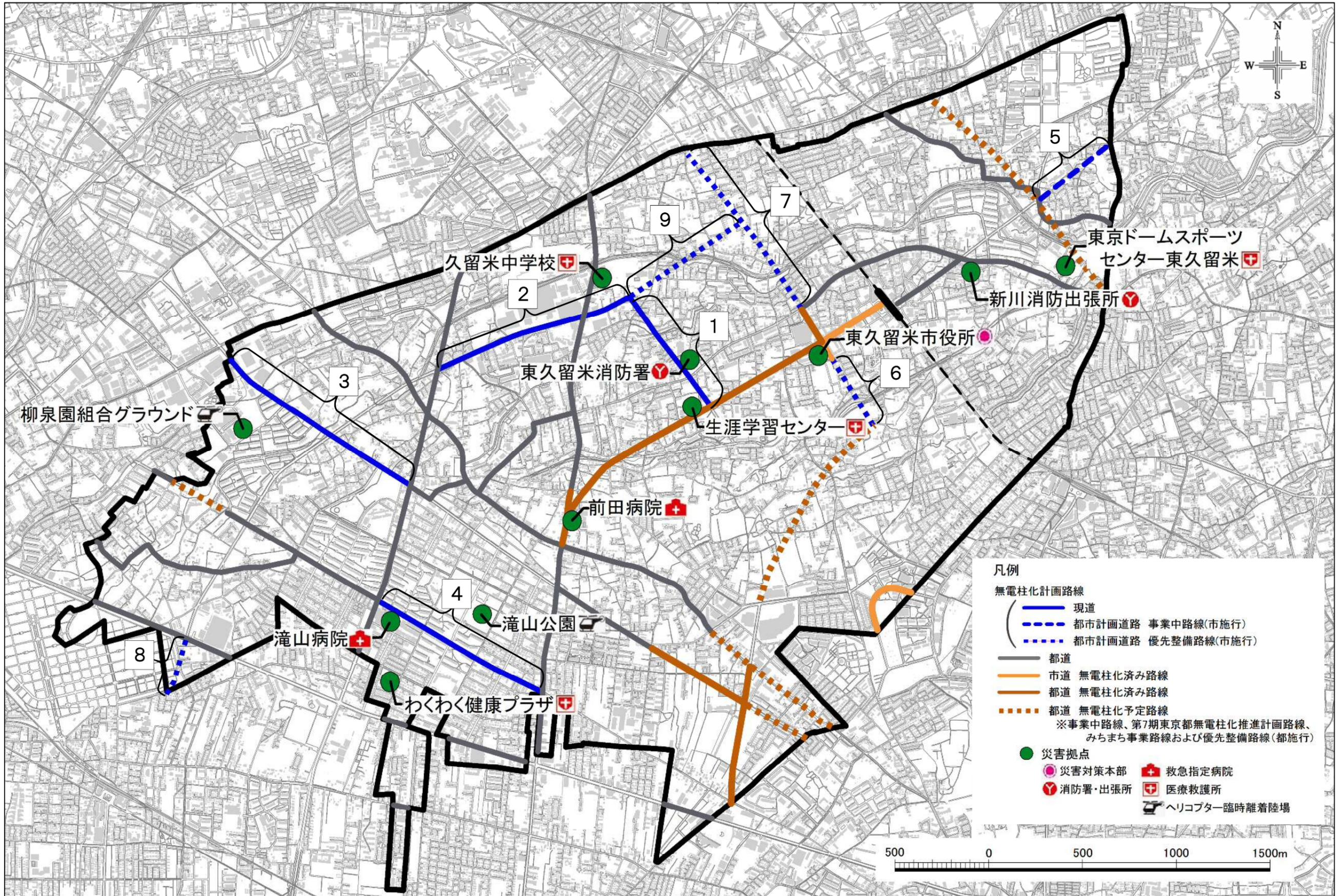


図 4-11 無電柱化計画路線図

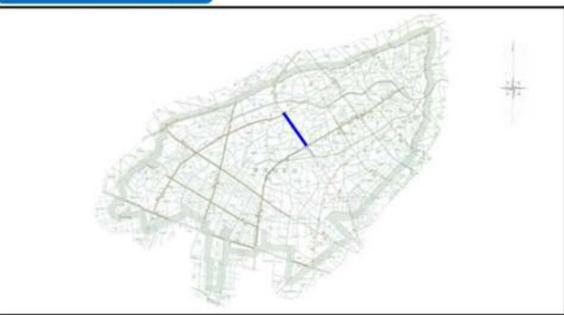
無電柱化計画路線 路線カルテ

現道1

路線概要

- ・ 路線名 市道103号線、市道103-1号線、市道103-3号線（さいわい通り）
- ・ 施工箇所 東久留米市中央二丁目～幸町五丁目
- ・ 道路延長 700 m
- ・ 施設延長 1,400 m
- ・ 想定事業期間 8 年間
- ・ 概算事業費 490 百万円（道路管理者負担分）
- ・ 概要
本路線は、東久留米市啓開道路に指定され、沿道には重要な災害拠点である東久留米消防署や二次避難所に指定されているケア東久留米があります。周辺には医療救護所に指定されている生涯学習センターや久留米中学校もあり、災害時の避難・復旧に重要な役割を担います。また、一部区間が小学校の通学路に指定されており、児童の安全性の向上に寄与します。さらに無電柱化済み路線である東村山3・4・19号線（都道234）、無電柱化計画路線に選定された市道105-1号線、市道105-4号線（下里本邑通り、さいわい通り）や東村山3・4・21号線②に接続することで、無電柱化ネットワークを形成します。

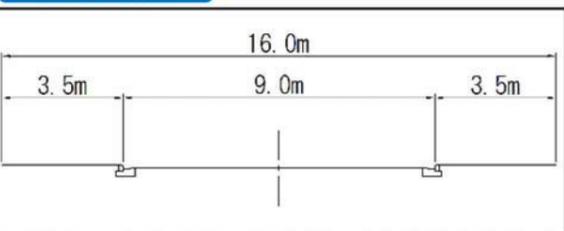
市内全体図



箇所図



標準横断面



整備前写真



平面図



想定スケジュール

※国土地理院基盤地図情報（平成30年7月時点）を基に作成

路線	道路延長 (m)	事業期間							
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
全体	700								
1工区	350								
2工区	350								

: 設計・手続き
 : 支障移設工事
 : 電線共同溝本体工事
 : ケーブル入線・引込管工事
 : 電線・電注撤去、舗装復旧工事

計画路線の選定

一次選定指標による評価

路線名	防災	安全・快適				景観	
	啓開道路	幹線系道路	商店街	駅周辺 バリアフリー	通学路	地区計画	村野家住宅前
市道103号線（さいわい通り）	○	○			○		
市道103-1号線（さいわい通り）	○	○					
市道103-3号線（さいわい通り）	○	○					

二次選定指標による評価

路線名	防災	安全・快適		景観	無電柱化ネットワーク形成		効率的整備	電線共同溝方式
	災害拠点	通学路	高齢者人口	駅周辺	済み路線	予定路線	拡幅整備	歩道幅員
市道103号線、市道103-1号線、市道103-3号線（さいわい通り）	○	○	-	-	○	-	-	○

※概算事業費は、「東京都無電柱化計画」で示されている道路管理者負担額 3.5 億円/km（平成 26 年度国土交通省調べ）をもとに算出しています。

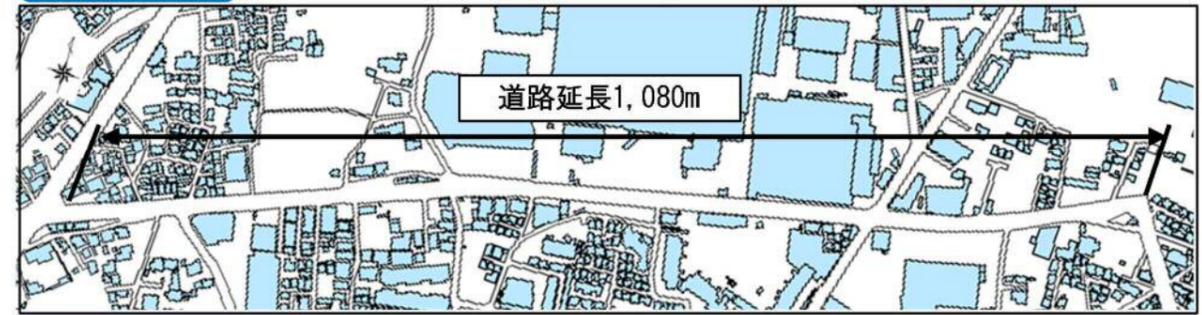
無電柱化計画路線 路線カルテ

現道2

路線概要

- ・ 路線名 市道105-1号線、市道105-4号線（下里本邑通り、さいわい通り）
- ・ 施工箇所 東久留米市幸町五丁目～下里二丁目
- ・ 道路延長 1,080 m
- ・ 施設延長 2,160 m
- ・ 想定事業期間 9 年間
- ・ 概算事業費 756 百万円（道路管理者負担分）
- ・ 概要
本路線は、東久留米市啓開道路に指定され、周辺には医療救護所に位置づけられている久留米中学校があり、第一次緊急輸送道路に指定されている新小金井街道と接続するため、災害時の避難・復旧に重要な役割を担います。また、一部区間が小学校の通学路に指定されており、児童の安全性の向上に寄与します。さらに無電柱化計画路線として選定された市道103号線、市道103-1号線、市道103-3号線（さいわい通り）や東村山3・4・21号線②と接続することで、無電柱化ネットワークを形成します。

平面図



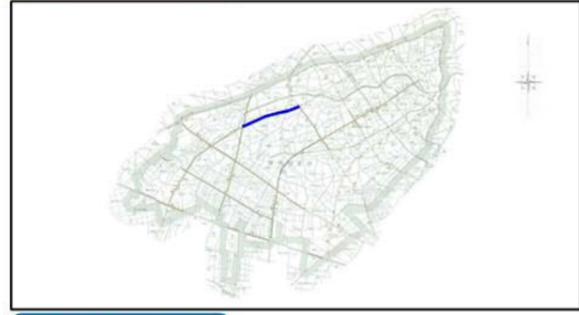
※国土地理院基盤地図情報(平成30年7月時点)を基に作成

想定スケジュール

路線	道路延長 (m)	事業期間								
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
全体	1,080									
1工区	360	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2工区	360	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3工区	360	■	■	■	■	■	■	■	■	■

■ : 設計・手続き ■ : 支障移設工事 ■ : 電線共同溝本体工事
■ : ケーブル入線・引込管工事 ■ : 電線・電注撤去、舗装復旧工事

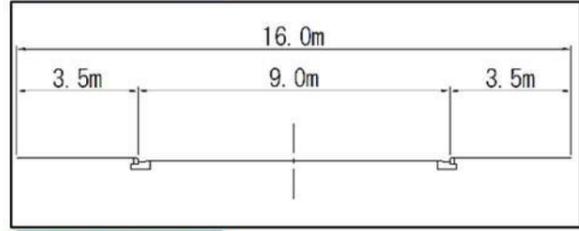
市内全体図



箇所図



標準横断面図



整備前写真



計画路線の選定

一次選定指標による評価

路線名	防災	安全・快適				景観	
	啓開道路	幹線系道路	商店街	駅周辺 バリアフリー	通学路	地区計画	村野家住宅前
市道105-1号線（下里本邑通り）	○	○			○		
市道105-4号線（下里本邑通り、さいわい通り）	○	○					

二次選定指標による評価

路線名	防災	安全・快適		景観	無電柱化ネットワーク形成		効率的整備	電線共同溝方式
	災害拠点	通学路	高齢者人口	駅周辺	済み路線	予定路線	拡幅整備	歩道幅員
市道105-1号線、市道105-4号線（下里本邑通り、さいわい通り）	○	○	—	—	—	○	—	○

※概算事業費は、「東京都無電柱化計画」で示されている道路管理者負担額 3.5 億円/km（平成 26 年度国土交通省調べ）をもとに算出しています。

無電柱化計画路線 路線カルテ

現道3

路線概要

- ・ 路線名 市道106-2号線 (新所沢街道)
- ・ 施工箇所 東久留米市滝山七丁目～下里六丁目
- ・ 道路延長 1,170 m
- ・ 施設延長 2,340 m
- ・ 想定事業期間 9年間
- ・ 概算事業費 819百万円 (道路管理者負担分)
- ・ 概要
本路線は、東京都啓開道路及び東久留米市啓開道路に指定され、沿道には物資集積所に位置づけられている東京多摩青果と東久留米卸売市場があります。周辺にはヘリコプター臨時離着陸場である柳泉園組合グラウンドもあり、第一次緊急輸送道路に指定されている新小金井街道と接続するため、災害時の避難・復旧に重要な役割を担います。また、一部区間が小学校の通学路に指定されていることに加え、高齢者人口の多い地区に接していることから、児童や高齢者の安全性の向上に寄与します。

平面図



※国土地理院基盤地図情報(平成30年7月時点)を基に作成

想定スケジュール

路線	道路延長(m)	事業期間								
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
全体	1,170									
1工区	390	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2工区	390	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3工区	390	■	■	■	■	■	■	■	■	■

■ : 設計・手続き ■ : 支障移設工事 ■ : 電線共同溝本体工事
■ : ケーブル入線・引込管工事 ■ : 電線・電注撤去、舗装復旧工事

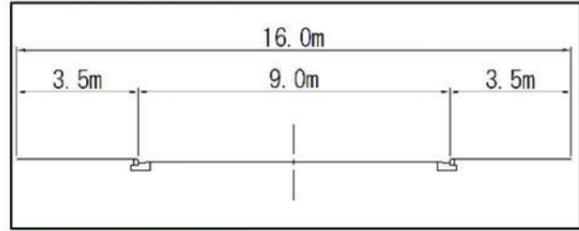
市内全体図



箇所図



標準横断面図



整備前写真



計画路線の選定

一次選定指標による評価

路線名	防災	安全・快適			景観	
	啓開道路	幹線系道路	商店街	駅周辺 バリアフリー	通学路	地区計画 村野家住宅前
市道106-2号線 (新所沢街道)	○	○			○	

二次選定指標による評価

路線名	防災	安全・快適		景観	無電柱化ネットワーク形成		効率的整備	電線共同溝方式
	災害拠点	通学路	高齢者人口	駅周辺	済み路線	予定路線	拡幅整備	歩道幅員
市道106-2号線 (新所沢街道)	○	—	○	—	—	—	—	○

※概算事業費は、「東京都無電柱化計画」で示されている道路管理者負担額3.5億円/km(平成26年度国土交通省調べ)をもとに算出しています。

無電柱化計画路線 路線カルテ

現道4

路線概要

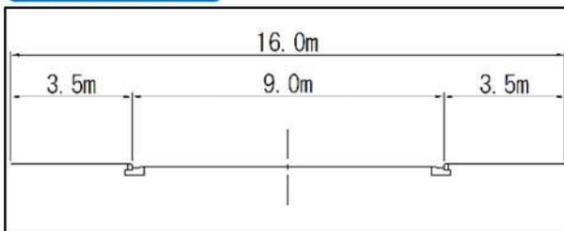
- ・ 路線名 市道107-1号線（滝山中央通り）
- ・ 施工箇所 東久留米市前沢四丁目～滝山六丁目
- ・ 道路延長 970 m
- ・ 整備延長 1,940 m
- ・ 想定事業期間 9 年間
- ・ 概算事業費 679百万円（道路管理者負担分）

概要
本路線は、東久留米市啓開道路に指定され、沿道には救急指定病院である滝山病院や二次避難所に指定されている西部地域センターがあります。周辺にはヘリコプター臨時離着陸場である滝山公園や医療救護所に指定されているわくわく健康プラザもあり、第一次緊急輸送道路に指定されている新小金井街道と接続するため、災害時の避難・復旧に重要な役割を担います。また、一部区間が小学校の通学路に指定されていることに加え、商店街で人通りが多く、高齢者人口の多い地区に接していることから、児童や高齢者の安全性の向上に寄与します。

市内全体図



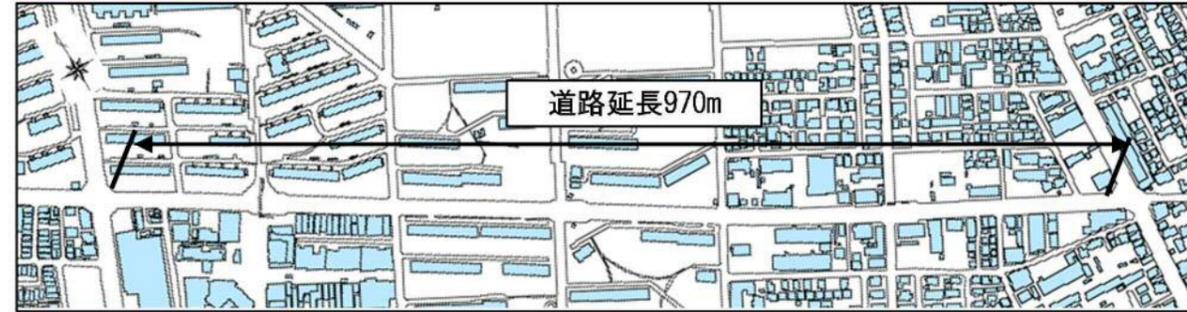
標準横断面図



整備前写真



平面図



想定スケジュール

※国土地理院基盤地図情報(平成30年7月時点)を基に作成

路線	道路延長 (m)	事業期間								
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
全体	970									
1工区	330	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2工区	320	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3工区	320	■	■	■	■	■	■	■	■	■

- : 設計・手続き
- : 支障移設工事
- : 電線共同溝本体工事
- : ケーブル入線・引込管工事
- : 電線・電柱撤去、舗装復旧工事

計画路線の選定

一次選定指標による評価

路線名	防災	安全・快適				景観	
	啓開道路	幹線系道路	商店街	駅周辺 バリアフリー	通学路	地区計画	村野家住宅前
市道107-1号線（滝山中央通り）	○	○	○	○	○		

二次選定指標による評価

路線名	防災	安全・快適		景観	無電柱化 ネットワーク形成		効率的 整備	電線共同 溝方式
	災害 拠点	通学路	高齢者 人口	駅周辺	済み 路線	予定 路線	拡幅 整備	歩道 幅員
市道107-1号線（滝山中央通り）	○	—	○	—	—	—	—	○

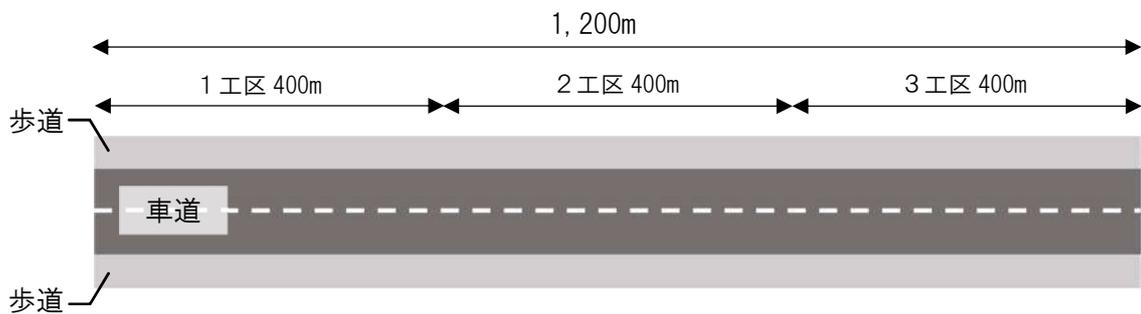
※概算事業費は、「東京都無電柱化計画」で示されている道路管理者負担額 3.5 億円/km（平成 26 年度国土交通省調べ）をもとに算出しています。

5) 無電柱化計画路線の想定事業期間の考え方

表 4-7 の想定事業期間は、「東京都無電柱化計画」で示されている道路延長約 400m の無電柱化の実施に約 7 年かかるという標準的なスケジュールを基準とし、下図のように設計・手続きは道路延長にかかわらず 2 年間とし、工事関連は 1 つの路線を 400m 程度の工区に分けて順次施工するという考え方で事業期間を想定しています。

よって、実際のスケジュールとは異なる場合があります。

(例) 道路延長 1,200m の路線の場合



路線	道路延長 (m)	事業期間								
		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目
全体	1,200									
1 工区	400	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2 工区	400				■	■	■	■	■	■
3 工区	400					■	■	■	■	■

- : 設計・手続き
- : 支障移設工事
- : 電線共同溝本体工事
- : ケーブル入線・引込管工事
- : 電線・電柱撤去、舗装復旧工事

図 4-1 2 無電柱化計画路線の想定事業期間の考え方

4. 無電柱化の推進に関する計画期間と目標

6) 計画期間における目標の考え方

5) の考え方に基づくと、無電柱化計画路線（現道）1 路線あたり 8～9 年の事業期間を要するため、計画期間内の事業スケジュールは下図のようになります。

よって、平成 53 年度（2041 年度）までに現道約 2.5km 及び都市計画道路約 3.0km の合計約 5.5km の無電柱化を実施することを目標とします。

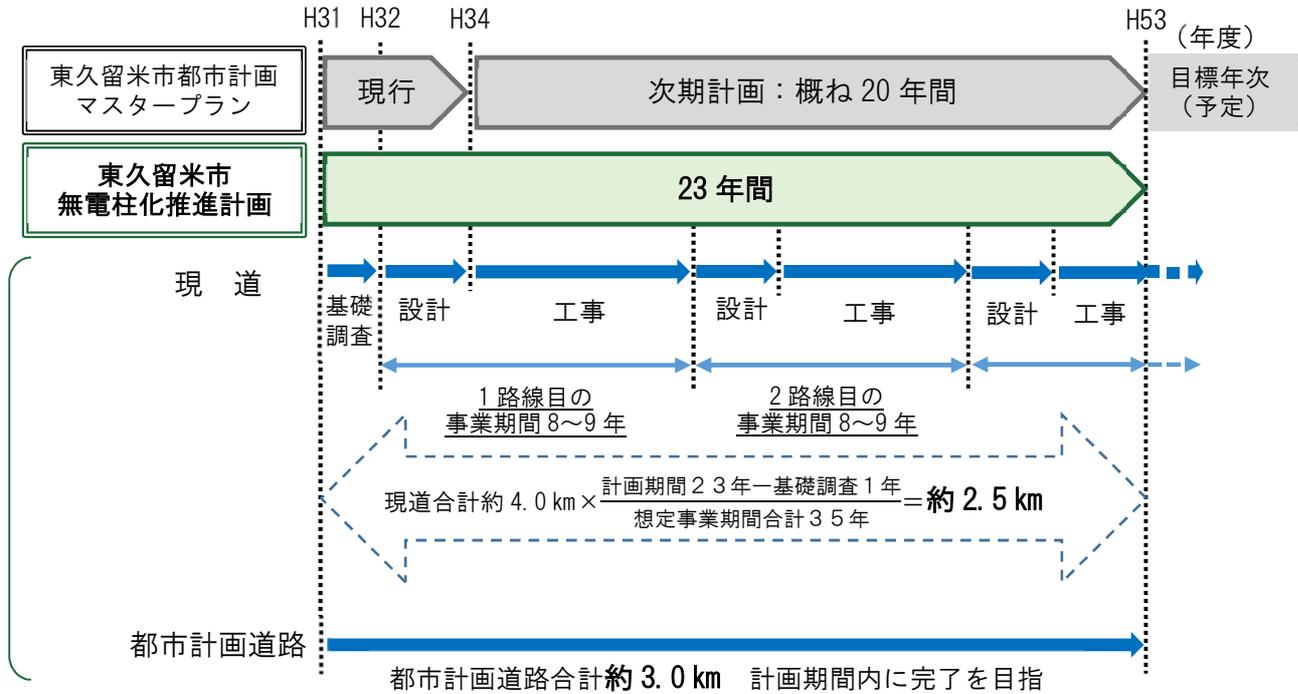
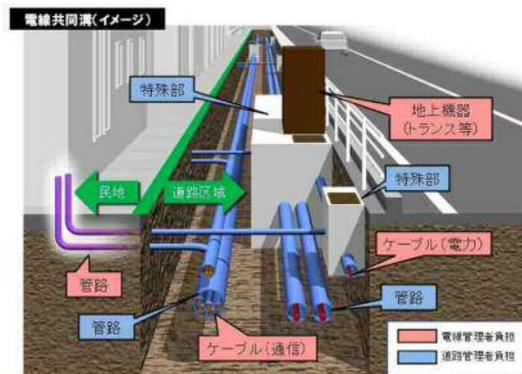


図 4-1 3 計画期間における目標の考え方

5. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1) 低コスト手法の検討

電線共同溝の整備には、施設延長1km当たり道路管理者負担額として約3.5億円（国土交通省調べ）もの費用がかかることから、管路を浅く埋める浅層埋設や経済性・施工性に優れた新たな管路材料の採用など、国や東京都が取り組んでいる低コスト手法を用いた無電柱化を検討します。



出典：国土交通省ホームページ

http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_19.html

道路管理者負担額 3.5億円/km	電線管理者負担額 1.8億円/km
----------------------	----------------------

平成26年度国土交通省調べ

図 5-1 電線共同溝の整備に係る費用負担

出典：東京都無電柱化計画より

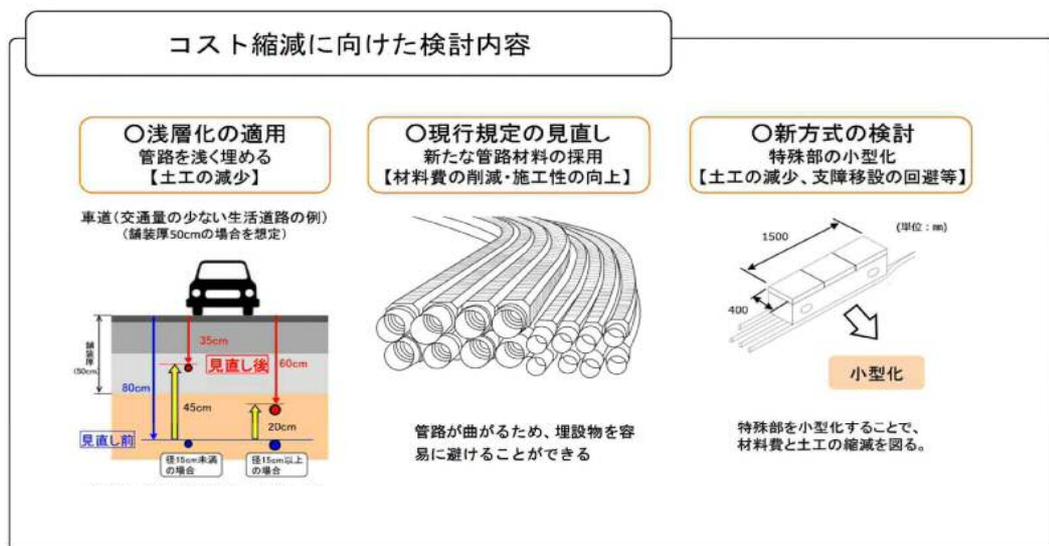


図 5-2 コスト縮減に向けた検討内容

出典：東京都無電柱化計画より

(2) 占用制限制度の適切な運用

新設電柱の占用を制限する措置については、国が防災の観点から緊急輸送道路を対象に実施しており、東京都においても都道等を対象に実施していることから、市では啓開道路等において新設電柱の占用を制限する措置について検討していきます。

国において検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施については、国の動向を注視していきます。

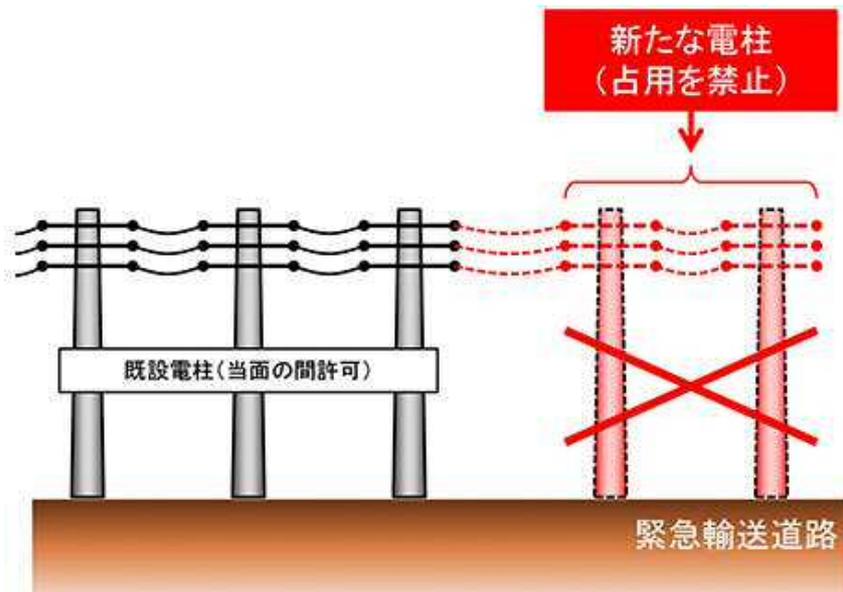


図 5-3 占用制限のイメージ図

出典：国土交通省ホームページより http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_17.html

(3) 都道における無電柱化の推進

無電柱化は、無電柱化済み路線が連続して繋がるネットワークを形成することでより高い効果を発揮します。

市内の道路の中でも、市内外を連絡し各種交通を処理する機能を持つ幹線道路を無電柱化することで特に高い効果が期待されますが、市内の幹線道路の多くは都道であることから、道路管理者である東京都に第一次緊急輸送道路などの無電柱化に向けた協力を要請します。

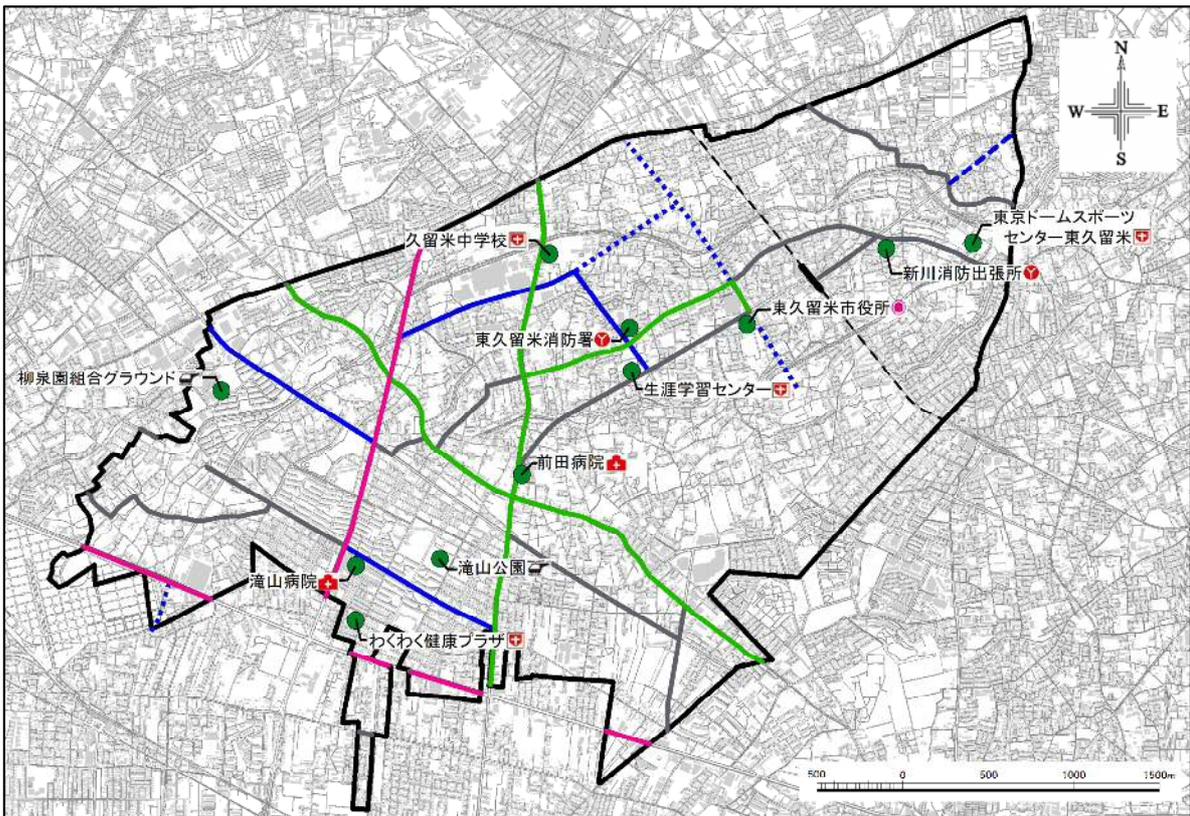


図 5-4 市内の緊急輸送道路

(4) 補助制度を活用した財源確保

国の社会資本整備総合交付金、東京都の区市町村道の無電柱化事業に対する補助制度や「無電柱化チャレンジ支援事業制度」等の補助制度を最大限に活用し、財源を確保しながら事業の執行に努めます。また、国や東京都に対して、補助率の引き上げや補助対象の拡大など補助制度の拡充を要望します。

無電柱化チャレンジ支援事業制度

区市町村道の無電柱化に係る支援

これまでの取組み

- 「防災に寄与する路線」等に対する 財政支援（平成20年4月1日より施行）
- 「区市町村職員向け」の研修会実施等による技術支援

新たな取組み

- 「無電柱化チャレンジ支援事業制度」の創設（平成29年4月1日より施行）
- ① 補助対象：推進計画の策定、チャレンジ路線の検討、チャレンジ事業
- ② 補助期間：平成30年度までに業務着手し、チャレンジ事業の認定を受けた場合、事業完了まで事業費を補助する。

無電柱化チャレンジ路線（補助対象）

- ・現道で無電柱化事業の整備実績がない区市町村
- ・原則、歩道幅員が2.5m未満、又は歩道がない区間があるなど地上機器を設置することが困難な路線

新たな取組に「チャレンジ」する路線

無電柱化チャレンジ支援事業

財政支援

○ 事業化に向けた検討に要する費用や支障移設や本体構築等の工事に要する費用に対して補助します。

事業名	補助内容	補助率
無電柱化推進計画等の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無電柱化推進計画や無電柱化基本方針を策定するのに必要な基礎調査に係る費用を補助 ○ 無電柱化推進計画や無電柱化基本方針の策定に係る費用を補助 	都費100%
無電柱化チャレンジ路線の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無電柱化チャレンジ路線の選定に係る調査費を補助 ○ 無電柱化チャレンジ路線の事業化に向けた技術検討（調査・設計）に係る費用を補助 ○ 技術検討会・地元協議会の運営補助及び地元合意形成に係る費用を補助 	都費100%
無電柱化チャレンジ事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無電柱化チャレンジ路線の事業実施に係る費用を補助（測量設計費、移設補償費、工事費） ○ 地上機器設置に伴う用地取得に係る費用（用地費）を補助（国と個別協議が必要） 	国費55%、都費45% (測量設計費は都費100%)

技術支援

○無電柱化チャレンジ路線の取組内容

- ①浅層埋設や都の新技术等の低コスト手法を導入した検討
- ②民地や公共用地を活用した地上機器設置箇所の検討

○技術検討会

- ・区市町村が無電柱化チャレンジ路線における技術的課題について電線管理者等の関係事業者と検討する会議
- ・都がオブザーバーとして参加し、国や都の低コスト化に向けた取組等の情報を提供

区市町村道の無電柱化整備箇所

【墨田区（タワービュー通り）】

【新宿区（三栄通り）】

※国費は、平成29年度時点の交付率をもとに記載されています。

出典：東京都ホームページより <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/content/000029375.pdf>

図 5-5 無電柱化チャレンジ支援事業制度（東京都）

6. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

(1) 広報活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、協力が得られるように、国や東京都が実施する「無電柱化の日（11月10日）」のイベントを活用するなど、無電柱化に関する広報活動を積極的に行っていきます。



出典：国土交通省ホームページより
http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001086.html



出典：東京都ホームページより
<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2018/08/15/06.html>

図 6-1 「無電柱化の日」のイベント

無電柱化を円滑に進めるためには、地域住民の理解と協力が必要不可欠であることから、工事案内のチラシ配布や工事看板の設置などを通じて、工事内容の周知に努めます



図 6-2 工事看板の例

出典：東京都無電柱化計画より

(2) 関係者間の連携の強化

東久留米市が管理する道路において、上下水道やガス等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路調整会議等の関係者が集まる機会を活用し、積極的に工程等の調整を図ります。

また、既存の電柱には通学路防犯カメラが設置されている箇所もあるため、事前に所管する部署との協議を行うなど、調整を図りながら無電柱化を行います。



図 6-3 電柱に設置されている防犯カメラ

(3) 無電柱化情報の共有

国及び東京都と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、周辺市の取り組みについても積極的に収集し、共有を図ります。

參考資料

1. 無電柱化の推進に関する法律

無電柱化の推進に関する法律

(平成二十八年法律第百十二号)

施行日：平成二十八年十二月十六日

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 無電柱化推進計画等（第七条・第八条）

第三章 無電柱化の推進に関する施策（第九条—第十五条）

附則

第一章 総則

(目的)

第1条 この法律は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化（電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く。以下同じ。）又は電線（電柱によって支持されるものに限る。第十三条を除き、以下同じ。）の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに無電柱化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 無電柱化の推進は、無電柱化の重要性に関する国民の理解と関心を深めつつ、行われるものとする。

2 無電柱化の推進は、国、地方公共団体及び第五条に規定する関係事業者の適切な役割分担の下に行われなければならない。

3 無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、無電柱化の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的、計画的かつ迅速に策定し、及び実施する責務を有する。

（関係事業者の責務）

第五条 道路上の電柱又は電線の設置及び管理を行う事業者（以下「関係事業者」という。）は、第二条の基本理念にのっとり、電柱又は電線の道路上における設置の抑制及び道路上の電柱又は電線の撤去を行い、並びに国及び地方公共団体と連携して無電柱化の推進に資する技術の開発を行う責務を有する。

（国民の努力）

第六条 国民は、無電柱化の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施する無電柱化の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 無電柱化推進計画等

（無電柱化推進計画）

第七条 国土交通大臣は、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため、無電柱化の推進に関する計画（以下「無電柱化推進計画」という。）を定めなければならない。

2 無電柱化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 無電柱化の推進に関する基本的な方針
- 二 無電柱化推進計画の期間
- 三 無電柱化の推進に関する目標
- 四 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 五 前各号に掲げるもののほか、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

3 国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、無電柱化推進計画を変更するものとする。

4 国土交通大臣は、無電柱化推進計画を定め、又は変更しようとするときは、総務大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者（次条第三項において「関係電気事業者」という。）並びに電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百十条第一項に規定する認定電気通信事業者（次条第三項において「関係電気通信事業者」という。）（道路上の電柱又は電線を設置し及び管理して同法第二百十条第一項に規定する認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供するものに限る。）の意見を聴かななければならない。

5 国土交通大臣は、無電柱化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県無電柱化推進計画等）

第八条 都道府県は、無電柱化推進計画を基本として、その都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県無電柱化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、無電柱化推進計画（都道府県無電柱化推進計画が定められているときは、無電柱化推進計画及び都道府県無電柱化推進計画）を基本として、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画（以下この条において「市町村無電柱化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県無電柱化推進計画又は市町村無電柱化推進計画を定め、又は変更しようとするときは、関係電気事業者（その供給区域又は供給地点が当該都道府県又は市町村の区域内にあるものに限る。）及び関係電気通信事業者（当該都道府県又は市町村の区域内において道路上の電柱又は電線を設置し及び管理して電気通信事業法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供するものに限る。）の意見を聴くものとする。

4 都道府県又は市町村は、都道府県無電柱化推進計画又は市町村無電柱化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 無電柱化の推進に関する施策

（国民の理解及び関心の増進）

第九条 国及び地方公共団体は、無電柱化の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、無電柱化に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（無電柱化の日）

第十条 国民の間に広く無電柱化の重要性についての理解と関心を深めるようにするため、無電柱化の日を設ける。

2 無電柱化の日は、十一月十日とする。

3 国及び地方公共団体は、無電柱化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（無電柱化が特に必要であると認められる道路の占用の禁止等）

第十一条 国及び地方公共団体は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るために無電柱化が特に必要であると認められる道路について、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定による道路の占用の禁止又は制限その他無電柱化の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

(電柱又は電線の設置の抑制及び撤去)

第十二条 関係事業者は、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第二項第一号に掲げる事業（道路の維持に関するものを除く。）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。

(調査研究、技術開発等の推進等)

第十三条 国、地方公共団体及び関係事業者は、電線を地下に埋設する簡便な方法その他の無電柱化の迅速な推進及び費用の縮減を図るための方策等に関する調査研究、技術開発等の推進及びその成果の普及に必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第十四条 国、地方公共団体、関係事業者その他の関係者は、無電柱化に関する工事（道路上の電柱又は電線以外の物件等に係る工事と一体的に行われるものを含む。）の効率的な施工等のため、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(法制上の措置等)

第十五条 政府は、無電柱化の推進に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(無電柱化の費用の負担の在り方等)

2 無電柱化の費用は、無電柱化に係る事業の特性を踏まえた国、地方公共団体及び関係事業者の適切な役割分担の下、これらの者がその役割分担に応じて負担するものとするとともに、政府は、第十三条に定めるもののほか、無電柱化を円滑かつ迅速に推進する観点から、無電柱化の費用の縮減を図るための方策その他の国、地方公共団体及び関係事業者の負担を軽減するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3. 用語集

用語	解説
あ行	
裏配線	地中化以外による無電柱化の整備手法の一つで、無電柱化したい主要な通りの裏通り等に電線類を配置し、主要な通りの沿道の需要家への引込みを裏通りから行き、主要な通りを無電柱化する手法。
か行	
緊急輸送道路	阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路。
現道	供用されている道路のこと。
さ行	
災害拠点	東久留米市防災マップで災害対策本部、救急指定病院、医療救護所に位置付けられている施設および消防署のこと。
施設延長	電線共同溝施設の長さ。両側の歩道に電線共同溝を整備する場合は、道路延長の約2倍の延長となる。
社会資本整備総合交付金	国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金。
支障移設	電線共同溝を整備する際、既に水道管などの埋設物がある場合に、その埋設物を移設すること。
自治体管路方式	地中化による無電柱化の整備手法の一つで、地方公共団体が管路設備を敷設する手法。構造は電線共同溝とほぼ同じ管路方式が中心であり、管路等は、道路占用物件として地方公共団体が管理する。
浅層埋設	管路を従来よりも浅い位置に埋設する方式。埋設位置が浅くなることで、掘削量の削減や、特殊部のコンパクト化、既存埋設物（上下水道やガス等）の上部空間への埋設が可能になることによる支障移設の減少等の特徴がある。
占用	道路上の電柱や、道路地下の上下水道やガスを設置する場合など、道路に一定の施設を設置し、継続して道路を使用すること。
た行	
単独地中化方式	地中化による無電柱化の整備手法の一つで、電線管理者が自らの費用で地中化を行う手法。昭和61年以前より実施されていたが、現在、実施されている例は極めて少ない。管路等は電線管理者が道路占用物件として管理する。

地区計画	地区レベルのまちづくりの要請に応え、比較的小規模の地区を対象に建築物の形態、公共施設の配置などをきめ細かく定め、その地区にふさわしい良好なまちづくりを進めるための計画。
地上機器	電気を高圧から低圧に変換したり、電気の流れを変えたりするため、電線を地中化する際に地上に設置される機器。
電線管理者	電線（電力や通信用のケーブル）を設置・管理を行う者。東京電力やNTTなど。
東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）	東京都と特別区及び26市2町が連携・協働で検討を進めて策定しており、都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、概ね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた、東京全体の事業化計画。
道路延長	道路の中心線上を、道路の起点から終点までを測定した長さ。
道路管理者	道路の管理権限、管理行為を行う者。道路の種別により管理者が異なり、一般的に高速自動車道路と一般国道は国土交通大臣、都道府県道及び市区町村道は各地方自治体が道路管理者となる。
道路閉塞	災害などにより道路が塞がれ、交通に支障をきたすこと。
特殊部	宅地への供給のための分岐・接続等を行う分岐部、ケーブルの接続を行う接続部。
都市計画道路	都市計画で定められる都市施設のうち、都市計画決定された道路。都市の骨格を形成するとともに、自動車交通体系の根幹となる。
な行	
軒下配線	地中化以外による無電柱化の整備手法の一つで、無電柱化したい通りの脇道に電柱を配置し、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下または軒先に配置する手法
は行	
東久留米市交通安全計画	交通安全対策基本法第26条に基づき、市民が安全で安心した明るい生活が営めるよう定めた、市内における交通安全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための計画。
東久留米市第4次長期総合計画 基本構想・基本計画	東久留米市における長期的かつ総合的なまちづくりの指針として、最上位に位置付けられる計画。
東久留米市地域防災計画	災害対策基本法第42条に基づき、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために東久留米市防災会議が作成した防災計画。

東久留米市都市計画マスタープラン	都市計画法第 18 条の 2 に基づき、都市や地域の将来像を定めた、都市計画・まちづくりのガイドライン。
ま行	
みちづくり・まちづくりパートナー事業	地域のまちづくりや公共施設への連絡など、地域にとって重要な役割を果たす都道のうち、地元市からの整備要望が強い路線について、都と市が連携・協力して行う事業。
無電柱化チャレンジ支援事業制度	東京都が区市町村の無電柱化推進のために創設した補助制度。現道で無電柱化事業の整備実績がない区市町村や地上機器の設置が困難な路線での無電柱化事業が対象となっている。
無電柱化ネットワーク	無電柱化済み路線が連続して接続することで形成される道路網。無電柱化の目的である防災、安全、景観の効果がより大きく発揮される。
や行	
要請者負担方式	地中化による無電柱化の整備手法の一つで、各地方の無電柱化協議会で優先度が低いとされた箇所等において無電柱化を実施する場合に用いる手法。原則として、費用は全額要請者が負担する。

東久留米市無電柱化推進計画

平成 31 年（2019 年）3 月

【問合せ先】 東久留米市 都市建設部 道路計画課 道路交通計画係
〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目 3 番 1 号
Tel : 042-470-7777 Fax : 042-470-7809

